

**障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」を
尊重した障害者総合福祉法の制定を求める意見書**

今年は、障害者自立支援法を廃止し新たな障害者総合福祉法を制定するという、障害者制度改革に向けて画期をなす年として当事者はもちろん、家族、関係者は大きな期待を寄せていた。

2011年（平成23年）8月30日、内閣府・障がい者制度改革推進会議総合福祉部会は、1年半にわたる検討の結果、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（骨格提言）をまとめた。この骨格提言は国内法整備についての閣議決定にもとづき策定されたものである。さらに、この提案は、55人の委員が立場、意見の違いを乗り越え、障がいのない市民との平等と公平、障がいに伴う必要な支援は原則無償とすることなど10項目を総意としてまとめ上げたものでもある。

しかし、今国会に政府が提出しようとしている障害者総合支援法は、障害者自立支援法の名称と理念・目的を多少手直しするに過ぎず、自立支援法の廃止は見送り、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会がまとめた骨格提言とも程遠く、当事者、関係者の期待を裏切るものである。

よって庄原市議会は、国がその責任において、障がいのある人とその家族の暮らしや社会参加を支えるとともに、庄原市の障がい者施策の拡充が図られるよう、障がい者に寄り添った法律の制定をされるよう強く要請する。

記

- 1 新しい法律の制定にあたり、推進会議総合福祉部会が取りまとめた障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を最大限尊重し、反映させること。
- 2 特に骨格提言にあるサービス利用料の原則無料やサービス支給決定時に使われる障害者程度区分の廃止などを具体化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月23日

広島県庄原市議会